## 地球温暖化対策 (地方公共団体の率先的取組支援)

## 取りまとめ

「地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業」(環境省所管事業)

・CO2 削減に関する全体目標における本事業の位置づけと想定される貢献度(目標)を明確にする必要がある。そのためには、効果算出における比較対象の丁寧な検討、設備導入の前倒しによる効果の測定、補助対象となる地方公共団体の規模による効果比較、横展開による実質的効果などを通じた多面的・複層的な因果関係の提示が求められる。それをもとに、段階的な目標設定とそれに向けた合理的な事業選択を行い、実施過程と効果測定を、横展開を含め、明確にしながら実施すべきである。

・ただし、温暖化対策の推進が義務付けられている地方公共団体は、庁舎整備計画等と連携した実効的な CO2 削減計画の策定とその実施に自立的かつ積極的に取り組むべきであり、その実施を確実にしていくために、官民問わず効果的な取り組みの情報共有を推進するとともに、CO2 削減に関する責任を明確化する新たな仕組みを検討し、同時に本事業のあり方をその必要性の有無も含め抜本的に見直す必要がある。

・また、国際的な公約の実行という観点に立つと、個別事業の積み上げを合算していく現在の方法ではなく、全体目標を達成するために、費用対効果や規模からみて社会全体のなかでもつとも効果的な取り組みに対し、省庁・部門の枠を越えて資源配分を強化するという俯瞰的・戦略的な手法が必要である。